

処 分 基 準

令和 7 年 6 月 28 日

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 8 条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 3 条（許可）、第 4 条（許可の基準）、第 7 条（承認）、第 7 条の 2（承認）、第 7 条の 3（承認）
処 分 基 準： 法第 8 条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに 是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意 がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 法第 4 条第 1 項第 11 号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速や かにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：